

有識者会合の運営について

**令和5年7月
研究振興局学術研究推進課**

独立行政法人制度の主な仕組み

業務の質・効率性の向上、自律的な業務運営の確保、業務の透明性の確保を図るべく、以下の仕組みが独立行政法人通則法に規定されている。

主務大臣の役割： 中期目標策定・中期計画認可、評価、見直し内容*

ミッションの付与

* 中期目標期間の最終年度に、見込評価で抽出された課題や社会経済情勢等の変化を踏まえ、今後の業務・組織全般について検討したもの

法人の長の役割： 中期計画策定、実績報告・自己評価

ミッションの実現

中期目標期間	主務大臣	法人の長
初年度	期間実績評価 (前目標期間全体の評価)	実績報告・自己評価 (前目標期間全体)
毎年度	年度評価	実績報告・自己評価 (年度)
	見込評価 (現目標期間に見込まれる評価)	実績報告・自己評価 (見込)
最終年度	見直し内容の策定	
	次期中期目標の策定・指示	次期中期計画の策定 (主務大臣の認可)

注: 評価と報告の間には「活用」の矢印が、見直しと次期計画の間には「十分な議論」の矢印が、見込評価と見直し内容の間には「活用」の矢印が、見直し内容と次期計画の間には「反映」の矢印がそれぞれ示されています。

これらのプロセスをすべて公表し、
総務省独立行政法人制度委員会はこのプロセスを点検(必要に応じて意見)

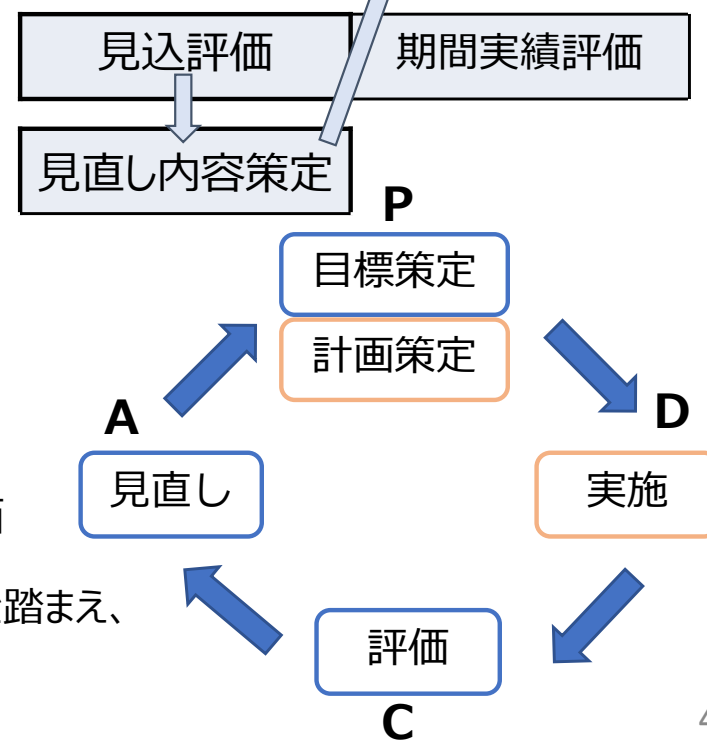
文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(平成27年6月30日文部科学大臣決定)に基づき、研究振興局長決定において、以下の事項について外部有識者の知見を活用することと規定している。

1. 中期目標の策定及び変更に関する助言
2. 中期計画及び中期計画の変更についての認可に関する助言
3. 中期計画の変更の命令に関する助言
4. 年度評価、見込評価及び期間実績評価に関する助言
5. 評価結果に基づいて命ずる、法人が講ずべき措置に関する助言
6. 中期目標期間終了時の所要の措置（見直し内容）についての意見に関する助言
7. その他の評価等に関する助言

独立行政法人（日本学術振興会）関係業務 スケジュール

第5期中期目標期間					第6期中期目標期間
1年目 (令和5年度)	2年目 (令和6年度)	3年目 (令和7年度)	4年目 (令和8年度)	5年目 (令和9年度)	1年目 (令和10年度)
中期目標：法人と所管課間で次期目標期間内に達成すべき目標を共有（主務大臣が指示）					次期中期目標
中期計画：目標を達成するための計画（いつ、何を、どの程度まで）を具体化（主務大臣が認可、進捗評価）					
年度計画：中期計画のうち、当該年度に実施すべき事項（主務大臣に届出）					
年度評価					
期間実績評価					
					見込評価
					期間実績評価
					見直し内容策定

- ・**年度評価**：毎年度、前年度の業務実績を評価
- ・**期間実績評価**：目標期間の終了後、業務実績を評価
- ・**見込評価**：目標期間の最終年度、期間終了時に見込まれる業務実績を評価
- ・**見直し内容策定**：見込評価で抽出された課題や法人を取り巻く環境変化等を踏まえ、業務・組織全般について検討



評価等のスケジュール（令和5年度）

6月下旬まで 法人自己評価書（年度）の受領

7月 6日 第1回有識者会合
（法人ヒアリング）

7月28日 第2回有識者会合
（大臣評価書案の検討）

7/12頃 【案文照会】事務局から委員へ大臣評価書
（案）を送付（照会期間：1週間程度）
7/18頃 意見・助言を事務局へ提出
7/25頃 各委員の御意見を踏まえ反映した大臣評
価書（案）を送付

8月上～中旬 省内審査

8月下旬 大臣評価決定・公表
総務省独立行政法人評価制度委員会事務局へ提供

11～12月 総務省独立行政法人評価制度委員会事務局の点検結果公表

文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(平成27年6月30日文部科学大臣決定)において、以下のとおり規定されている。

【総合評定】

S	所期の目標を <u>量的及び質的に上回る</u> 顕著な成果が得られていると認められる。
A	所期の目標を <u>上回る</u> 成果が得られていると認められる。
B (標準)	所期の目標を達成していると認められる。
C	所期の目標を <u>下回って</u> おり、改善を要する。
D	所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

【項目別評定】

S	所期の目標を <u>量的及び質的に上回る</u> 顕著な成果が得られていると認められる。 (定量的指標において120%以上かつ質的に顕著な成果)
A	所期の目標を <u>上回る</u> 成果が得られていると認められる。 (定量的指標において120%以上)
B (標準)	所期の目標を達成していると認められる。 (定量的指標100%以上120%未満)
C	所期の目標を <u>下回って</u> おり、改善を要する。 (定量的指標80%以上100%未満)
D	所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。 (定量的指標80%未満等)

令和2年12月4日 第28回独立行政法人評価制度委員会 議事概要 (一部抜粋)

(榎谷部会長)

- ・ 「独立行政法人の評価に関する指針」においては、「予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して当該法人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮するものとする。」とされている。

このため、主務大臣が、感染症によって予定していた業務が実施できなかったと認める場合には、評価において考慮いただくとともに、感染症が業務運営に与えた影響等の分析結果を評価書に具体的に記載いただきたい。

- ・ 特に、感染症の影響下でも、法人が、その使命を着実に果たしていくために工夫を凝らした、ポストコロナに向けた具体的な計画を策定したといった積極的な取組を行った場合には、役職員のモチベーション向上の観点からも、そうした取組を的確に評価することが重要である。そのような取組についても丁寧に把握し、評価において考慮いただくとともに、その根拠を具体的に記載していただきたい。